

個人情報保護委員会（第237回）議事概要

- 1 日時：令和5年3月22日（水）14：50～
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、
加藤委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、
松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、森川総務課長、
吉屋参事官、栗原参事官、香月参事官、小嶋参事官、
片岡参事官、石田参事官、松本研究官
- 4 議事の概要
 - (1) 議題1：電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの改正について
事務局から、資料に基づき説明を行った。
原案のとおり決定し、総務省と連携の上、意見公募手続を進めることとなった。
なお、本議題については、資料、議事録及び議事概要について後日公表することとなった。
 - (2) 議題2：医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスの一部改正案の意見募集結果について
事務局から、資料に基づき説明を行った。
丹野委員長から「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスの改正について、貴重な御意見を寄せていただいた皆様に感謝を申し上げます。引き続き、医療関連分野の実態に即した個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、厚生労働省と連携の上、取り組んでいきたい」旨の発言があった。
原案のとおり決定し、通知・公表等の手続を進めることとなった。
また、今後の技術的な修正について委員長に一任された。
なお、本議題については、資料、議事録及び議事概要について後日公表することとなった。
 - (3) 議題3：「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第17号に基づき同条第15号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則案」に関する意見募集の結果について
事務局から、資料に基づき説明を行った。
原案のとおり決定することとなった。
なお、本議題については、資料、議事録及び議事概要について後日公表す

ることとなった。

(4) 議題4：個人情報保護に関する法律第28条に基づくEU及び英国の指定の見直し結果について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

大島委員から「ただいまの報告にもあったとおり、この相互認証の枠組みに関する共同レビューは、令和3年1月から開始され、その間、累次にわたる交渉がなされてきた。私自身、令和3年10月に、欧州委員会レンデルス委員と、日EU相互認証に係る共同レビュー会合をオンラインで開催し、この枠組みが機能しているかを確認するため、幅広く議論を行った。本日の委員会会合後、日EU双方がレビュー結果の報告書を発表し、共同レビュープロセスの完了により相互認証の枠組みが継続する見通しになった、との報告を受け、大変感慨深く思う。我が国がEU及び英国から充分性認定を得ていることで、また、我が国がEU及び英国を法第28条に基づく外国に指定することで、本人同意がない場合や企業間契約等がない場合であっても、日EU間及び日英間で個人情報を移転することが可能となるため、日本・EU・英国の事業者にとっても、機動性・柔軟性の観点から、メリットが大きいところである。今後も、高い水準の個人情報保護のコミットメントを果たしつつ、円滑な個人データの国境を越えた移転を実現する、この相互認証枠組みが継続するよう、日EU間及び日英間で、より一層の連携強化が重要であると思う」旨の発言があった。

丹野委員長から「平成31年1月に発効した日EU相互認証の枠組みについて、当初、その実現にはかなりの時間を要したのをよく覚えている。この枠組みが始まって以降、個人情報保護法は2度の改正を経てきたこともあり、今般の共同レビューにおいても、大島委員が取り組まれた共同レビュー会合も含め、双方の制度理解には、それなりの時間がかかったものと思う。これらの努力の甲斐もあり、今般の共同レビュー完了により、法改正後においても、個人情報保護法とGDPRは個人情報保護の水準について同等であることが確認されたことになる。改めて、我が国はEUとともに高い水準の個人情報保護にコミットしていることを内外に発信していくようにしたい。また、個人情報保護法は、改正によりその対象範囲を公的部門へ拡大しているため、それを踏まえれば、日EU間及び日英間の相互認証の枠組みの対象範囲を拡大していくなど、今後の協力の一層の進化を進めていくべきであると思う。これからも引き続き、EU及び英国との緊密な連携を実行していきたい」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

なお、本議題については、資料、議事録及び議事概要について後日公表することとなった。

(5) 議題5：令和4年度施行状況調査（令和5年度実施）について
事務局から、資料に基づき説明を行った。

加藤委員から「次年度からデジタル社会形成整備法によって改正された後の個人情報保護法の施行状況調査が開始され、改正法の下での法の運用状況が明らかになる。この調査結果については適切に蓄積、分析して今後の委員会の業務に活かすとともに、国民への情報提供の趣旨もあることから分かりやすい公表資料の作成に努めていただきたい」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

以上